



元年第 283 号
令和元年（2019 年）12 月 13 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様
長野県行政書士会会長 様

長野県環境部長

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例及び同施行規則の一部改正及びこれに伴う逐条解説の改定について（通知）

貴会におかれましては、日頃から当県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

このたび、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号）の施行に伴う廃棄物処理法令の一部改正に合わせ、標記条例及び同施行規則が別添のとおり一部改正され、本年 12 月 14 日に施行されます。また、これに伴い逐条解説につきましても別添のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、改正後の条例等については、下記のとおり長野県ホームページに掲載しています。

記

- 1 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号）
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/dojore.html>)
- 2 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成 20 年長野県規則第 44 号）
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/shikokisoku/index.html>)
- 3 条例逐条解説
(http://svcms.pref.nagano.lg.jp/cms8341/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/r011214haikibutsujyorei_chikujyo.pdf)

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係 (課長) 伊東和徳 (担当) 河内良平
電 話	026-235-7164
ファクシミリ	026-235-7259
防災電話	8-231-2826
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp